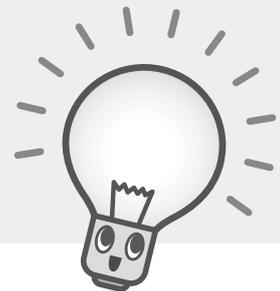


特許を受けることができる発明であるためには、「新規性を有している」だけでなく、従来の技術に比べて高いレベルにあることが求められます。これを特許法では次のように定めています。

特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が先の公知^{用語}発明にもとづいて容易に発明することができたときは、その発明については、特許を受けることができない。

条文をそのまま解釈するのは、非常に難しいと思います。そこで、発明をしたときは、自分の発明を客観的な目でチェックしてみてください。

- ライバルとなりうる研究者が簡単に思いつかない発明ですか？
- いくつかある発明を寄せ集めただけのものではないですか？
- 今までの発明に、本発明のアイデアは含まれていませんでしたか？
(着想自体が新しいものですか？)
- 今までの技術にはない、特別に有利な効果がありますか？
- 予測を超えた顕著な効果がありますか？



これらのチェックを行い、全てのチェックボックスにチェックが入った場合には、特許を受ける可能性のある発明です。